
種 別： 報告

タイトル： アメリカにおける環境法教育—ハワイ大学マノア校ロー・スクールとカリフォルニア大学バークレイ校ロー・スクール—

著 者： 北村 喜宣

所 収： 『上智法学論集』第 61 卷 1-2 合併号（平成 29 年 10 月）133-160 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

報 告

アメリカにおける環境法教育

—ハワイ大学マノア校ロー・スクールとカリフォルニア大学
バークレイ校ロー・スクール—

北村 喜宣

1. 2校の位置づけ

アメリカ合衆国のロー・スクールにおける環境法教育の内容は、その教育機関の特徴や所在する地域社会の状況などの影響を受け、実に多様である。パーモント・ロー・スクールとペース大学ロー・スクールの実情については、別稿で紹介した⁽¹⁾。本稿では、筆者が2017年3~4月に数週間ずつ滞在したハワイ大学マノア校ロー・スクールおよびカリフォルニア大学バークレイ校ロー・スクールの状況について、ウェブサイト、紹介冊子、関係者へのヒアリング、授業の聴講などを踏まえ、それぞれの環境法クリニックを中心として、前稿とおおむね同じ枠組みで紹介する。前稿で取りあげた2校はいずれも私立大学であったが、今回の2校は、いずれも州立大学である。

まず、2017年に発表されたU.S. News & World Report社が提供するLaw School Rankingを用いて、両ロー・スクールの総合ランキングおよび環境法部門ランキングを確認しよう。それによれば、それぞれについて、ハワイ大学マノア校ロー・スクールは100位と不明⁽²⁾、カリフォルニア大学バークレイ校ロー・スクールは12位と4位である⁽³⁾。

-
- (1) 北村喜宣+釘持麻衣「アメリカにおける環境法教育：パーモント・ロー・スクールとペース大学ロー・スクール」上智法学論集60巻3=4号（2017年）397頁以下参照。
 - (2) 環境法プログラムのランキングは、2017年は、11位までしか表示されていない。それ以降も表示されていた時代の2013年には、22位にランクされていた。同校関係者によれば、これが最高位だろうという。
 - (3) 北村+釘持・前註(1)論文399頁〔図表1〕で示した2016年の環境法プログラムのラン

かねてより筆者は、法科大学院および法学部における環境法教育を一層充実させるための方策に関心を持ち続けている。教育をめぐる状況は両国でずいぶん異なるが、アメリカのロー・スクールで実施されている環境法クリニックおよびそれに関連する教育プログラムから、何らかの示唆を得ることができればと思います、前稿に続いて紹介をする次第である。

2. ハワイ大学マノア校ロー・スクール

(1) 概要

(a) 設立の経緯

ハワイ大学マノア校 (the University of Hawai'i at Mānoa) は、1907年の創立にかかるハワイ州の州立大学である⁽⁴⁾。同大学の本部はマノア校にあるが、州内に、そのほか9つのキャンパスを有する。ハワイ大学マノア校ロー・スクール (the University of Hawai'i at Mānoa, William S. Richardson School of Law, WSRSL) は、州都ホノルル市北部の丘陵部に広がるマノア校キャンパスの一角にある⁽⁵⁾。ロー・スクールからは、左手にダイヤモンド・ヘッドが、右手にワイキキの高層ビル群が一望できる。

WSRSLの創立は、1973年である。その立役者は、ハワイ州最高裁判所長官であった William S. Richardson とされる⁽⁶⁾。当時は、自州民を優先的に入学さ

キングは、2017年に、若干の変動があった。トップ4は不動であるが、第5位以下は、University of California, Los Angeles, Georgetown University, University of Colorado, Boulder, Duke University, University of Utah (Quinney), New York University, Harvard University となっている (<https://www.usnews.com/best-graduate-schools/top-law-schools/environmental-law-rankings?int=9d0608&int=acf809>) (2017年4月14日閲覧)。ランキングの決定にあたって、U. S. News & World Report社は、American Association of Law Schoolの把握するロー・スクールの環境法担当教員に対してアンケートを送り、その結果を集計しているようである。教員リストが収録されている資料については、後註(45)参照。

- (4) 創立時には、ハワイは州にはなっておらず、連邦政府から派遣された「知事」が統治する「領域 (territory)」であった。
- (5) 住所表示は、2515 Dole Streetである。このDoleとは、バナナやパイナップルのブランドの「ドール」であるが、銃剣によりハワイ王国を滅ぼした張本人として、ハワイ州では、州民の評判は、必ずしもよくない。通りの名称を変更する運動もされているようである。実際、以前は、ハワイ語の名称であった。
- (6) 1966-1982年にかけて、最高裁長官 (Chief Justice) を務めた。ネイティブ・ハワイアン、中国人、欧州系白人の血を引く Richardson氏 (外見はアジア系である) は、敬意と

せる「本土」のロー・スクールの方針ゆえにハワイ州民が法学教育を十分に受けられない現実があった。このため、とりわけネイティブ・ハワイアの学習の機会と多様性の法的保障に資するべくハワイ州にロー・スクールをつくる必要性を痛感した Richardson の数年間にわたる獅子奮迅の働きにより、開学に至るのである。ハワイ州が共和国から州に昇格するのは 1959 年であったから、その 14 年後である。1983 年に、現在のキャンパスに移転した。移転の年になって、70 歳で最高裁判事を退官したばかりの Richardson の名が、ロー・スクールの正式名称に冠せられる⁽⁷⁾。

(b) 教育・研究体制

WSRSL の教育の中心は、JD コース（3 年制・89 単位）である。そのほかにも、デュアル・ディグリー・プログラムとして、JD/MBA、JD/MPA、JD/MSW、JD/MPH がある⁽⁸⁾。在籍学生数は、331 名、2016 年入学者は 83 名（内 18 名が part time）⁽⁹⁾である。そのほか、原則 1 年（24 単位）の LLM program、原則 2 年の advanced JD program（2014 年開始）⁽¹⁰⁾、原則 3 年の SJD pro-

愛情を込めて、「CJ」と呼ばれている。2010 年 6 月に他界した。現職の裁判官でありながら、このような活動をしたというのは驚きである（前職はハワイ州副知事、前々職はハワイ州法曹協会会長）。また、最高裁判事に任命されると同時に長官にも指名されたというのは、極めて異例であろう。33 U. Haw. L. Rev. 1-138 (2010) [33 卷 1 号] は、CJ の追悼号となっている。WSRSL 設立の経緯については、see Robert G. Klein, *William S. Richardson: Developing Hawai'i's Lawyers and Shaping the Modern Hawai'i Court System*, 33 U. Haw. L. Rev. 33, 37 (2010)。

- (7) 名称に人名を冠するロー・スクールは、アメリカには少なからずある。ペース大学ロー・スクールもそうであった。北村 + 鍛持・前註(1)論文 410 頁参照。経緯をみると、その名称は、①歴史上の偉人、②高額の寄付者（「100 億円あれば」とよく言われる）、③栄誉ある人物のいずれかに由来するようである。ペース大学ロー・スクールの場合は②であったが、WSRSL の場合は③である。Dean の Aviam Soifer 教授によると、「たしかに生前に冠名するのはめづらしいが、LS 設立のための貢献した中心人物であり、誰からも異論は出なかった」のである。
- (8) MBA は Master of Business Administration、MPA は Master of Public Accounting、MSW は Master of Social Welfare、MPH は Master of Public Health である。
- (9) part time とは、平日 17:30-21:00 の授業を基本とする。修了まで 4 年を要する。修了率や司法試験合格率は、通常の JD とそれほど変わらないようである。
- (10) このプログラムは、基本的に、アメリカ以外の国で法律の学位を有している者に対するものである。通常であれば 3 年の在学期間を要する JD を 2 年で取得する。これにより、全米の州の司法試験受験資格が得られる。1 年の LL. M. 修了後に編入すれば、3 年で JD が取得できる。母国で法曹資格を有していなくても、3 年で JD が取得できる点が

gram(2016年開始)⁽¹¹⁾がある⁽¹²⁾。

1学年の学生定員が100名以下というのは、アメリカのロー・スクールとしては、小規模校である⁽¹³⁾。フルタイムの教員は36名である。U.S. News & World Report社の2017年ランキングによれば、JD生と教員の比率は全米第4位である。まさに、少人数教育を実践している。パンフレットには、「家族のような雰囲気(ohana setting)」という表現が多用されている。

(2) カリキュラムにおける環境法科目の位置づけ

特定の法分野を集中的に履修したことを示すプログラム(certificate program)としては、現在、Environmental Law, Native Hawaiian Law, International Law, Pacific-Asian Legal Studiesがある。この4つが、WSRSLの教育の特徴にもなっている。これらの分野に関しては、一定数の単位を修得しなければならないため、それぞれについて充実した授業科目が提供されている。環境法履修証制度は、1992年に開始された。いずれにおいても、当該分野に関する深くかつ広い能力を就職活動の際に示せる効果が期待されているのはいうまでもない。以下では、JD生対象の履修証制度を紹介する。

2016年アカデミックイヤー(2016年秋季学期・2017年春季学期)において提供されている環境法関係科目は、[図表1]の通りである。バーモント・ロー・スクールやベース大学ロー・スクールと比較すれば、数は少ない。環境法履修証(Environmental Law Certificate)の授与を受けるためには、Environmental LawおよびAdministrative Lawの履修(必修科目である)、さらに、[図表1]にある「*」の付された科目から最低3科目(選択必修科目である)の履修をするとともに、関係10科目から2科目の履修が必要である⁽¹⁴⁾。全体成績としては、

魅力となっている。

- (11) アメリカのロー・スクールで教職を得ることは、近年、相当に競争的になっている。従来は、JDがまさに万能と考えられ、その学位だけで充分であったが、現在では、それに加えて、博士号(Ph. D, SJD)が要求される場合も少なくないそうである。
- (12) 学位が与えられるものではないが、アメリカ以外で法曹資格を有する者に対して、JD生と同様の授業受講を可能にするVisiting International Professional Student(VIP Student)というプログラムもある。希望すれば、単位認定と履修証の発行がされる。
- (13) 1973年の開学時の最初のクラスには52名が在籍していたというから、当時からそれほど規模は変わっていない。ハワイ州に第2のロー・スクールは必要かとスタッフに質問したところ、「今でさえ弁護士は余っているから、これ以上は不要」とのことであった。WSRSL自身も、定員を増やす予定はないようである。
- (14) 10科目とは、Native Hawaiian Rights, International Law, Negotiation & Alternative Dispute

〔図表 1〕 WSRSL が提供する環境法関係科目

Environmental Law	Environmental Law Clinic*
Emerging Hawaii Water Issues*	Conservation Transactions*
Land Use Management and Control*	Climate Change Law and Policy*
Legal Aspect of Water Resources and Control*	Environmental Compliance & Regulated Industries*
Domestic Ocean and Coastal Law*	Wildlife & Natural Resources Law*
International Ocean Law*	Topics in Environmental Law (1 credit/ 2 credit)*
Environmental Litigation Seminar*	Historic Preservation Law
International Environmental Law*	

GPA3.0以上の要件が求められている。さらに、環境法関係のエクスターンシップ、環境法をテーマとする学術論文の執筆、環境法模擬裁判チーム（the Environmental Law Moot Court Team）（国内法部門と国際法分門がある）への参加のうちどれかを選択しなければならない⁽¹⁵⁾。2016年5月までに、216名の学生が環境法履修証を取得している。毎年、10名程度のものである⁽¹⁶⁾。

そのほかにも、夏季休暇中に提供される正式コースとしてのサマープログラムがある。環境法以外にもあるが、ウェブサイトにおいて紹介されるほどのものではないようである。

Resolution, Constitutional Law, Federal Courts, Historic Preservation Law, Business Association, Native Hawaiian Rights Clinic, Legislative and Statutory Interpretation, State and Local Government Law である。

- (15) 全米のロー・スクールからチームが参加する全国大会（ベース大学ロー・スクールが主催する）の状況については、北村+剣持・前註(1)論文416-417頁で紹介した。教授陣によるコーチも相当にされるようであり、その努力が実り、1999年に、WSRSLチーム（国内法部門）は、参加60校のなかで全米優勝を果たしている。それ以外にも、控訴趣意書作成部門最優秀賞（2002年）、口頭弁論部門最優秀賞（2003年）を獲得するなどしている。常に上位に名を連ねるなど、相当に優秀な成果をおさめている。一方、国際法部門の全国大会（フロリダ州にあるステッツオン・カレッジ・オブ・ロー（Stetson College of Law）が主催）においても、準優勝（2002年）や部門別最優秀賞を多く獲得している。
- (16) 要件は異なるが、LL.M.生も履修証の取得は可能である。Environmental Lawに加えて3つの環境法関係科目を履修した場合には、環境法専攻（Specialization in Environmental Law）という証明書が発行される。

(3) 環境法プログラム

「環境法プログラム (Environmental Law Program, ELP)」は、1988年に設立された⁽¹⁷⁾。この前年に、WSRSLは、海洋法を中心に行政法や環境法を研究していたM. Casey German教授を採用している。環境法の充実を期したものであり、これ以降、環境法教育リソースの充実に力が注がれる。設立当時、意識されていたのは、環境面から持続可能な経済発展をハワイ諸島に特有な生態系のなかで実現するにあたって、多くの法的挑戦が必要であるという点であった。それを担いうる法律家の養成が、強く意識されたのである。このプログラムに対して、全米法律家協会 (American Bar Association) は、2006年に、優秀賞 (the National ABA Award for Distinguished Achievement in Environmental Law & Policy) を授与した。現在の代表 (Director) は、ハワイ先住民法や海洋法を中心に広く環境法に関して精力的に著作をしているDavid M. Forman教授である。WSRSL出身であり、環境法履修証制度の第1期生でもある。

ELPは、多様な活動を行っている。第1は、環境法に関する企画である。各学期に3~4回開催される環境法研究会 (Colloquia Series) では、弁護士や研究者が、環境法・土地利用法・海洋法に関する旬の話題を提供する。JD生であるリサーチ・アシスタントが、環境法教員と協議して、JD生の関心を反映した内容になるよう工夫している。第2は、出版である。連邦環境保護庁 (the U.S. Environmental Protection Agency) の助成および (the Native Hawaiian Advisory Council) の協力を得て、教員と学生が、ハワイ州の環境法および自然資源法に関するハンドブックを出版している⁽¹⁸⁾。第3は、社会に対する情報発信である。ハワイ州環境法に関するウェブサイトが立ち上げられ、連邦法や関係行政決定を含む情報ソースとなっている。第4は、弁護士に対する継続教育のための取組みである。行政における公聴会ヒアリングの場での弁護士としての対応技術についてのビデオやワークブックも教員が作成している。第5は、不定期であるが、ハワイ州弁護士会や個別ロー・ファームなどからの外部

(17) ELCの詳細は、ウェブサイト (<http://blog.hawaii.edu/elp>) で紹介されている。上智大学法科大学院環境法政策プログラム (Sophia Environmental Law and Policy Program, SELAPP) は、ELPとの間に、近々、友好交流協定を締結する予定である。

(18) 最近のものとして、DAVID M. FORMAN & SUSAN K. SERRANO, HO'HOHANA AKU, A HO'OKA AKU: A LEGAL PRIMER FOR TRADITIONAL AND CUSTOMARY RIGHTS IN HAWAII (2012), MELODY KAPILIALOHA MACKENZIE with SUSAN K. SERRANO and D. KAPUA'ALA SPROAT, NATIVE HAWAIIAN LAW: A TREATISE (2015) がある。

資金等を獲得しての学生に対する懸賞論文である。教授も相当の添削指導をするようである。なお、WSRSLは、UNIVERSITY OF HAWAII LAW REVIEWを発行しているが、環境法に特化した紀要はない⁽¹⁹⁾。

LS生の自主的活動グループは、ELPの枠組みのなかで紹介されている。Environmental Law Society (ELS)がそれである。当然ではあるが、1987年に設立されたこの組織の活動に対する評価は、極めて肯定的である。その理由としては、LS生自身の努力のほか、環境法を学ぶのには絶好の地理的場所での学習ができること、LS当局、教授陣、OGOGからの協力や支援があることがあげられている。学生でありながらも、学んだ知識を積極的に社会に還元し、ハワイ州の環境保全に貢献しようという意欲が、関係資料からみてとれる。具体的活動としては、清掃ボランティア、自然観察会や環境法キャリアブックの編集などがある。活動資金は、基本的に、学生自身による募金活動による。もっとも、最近では、活動がやや低調なので、教授陣がテコ入れをしているようであった。

(4) 環境法クリニック

(a) 概要

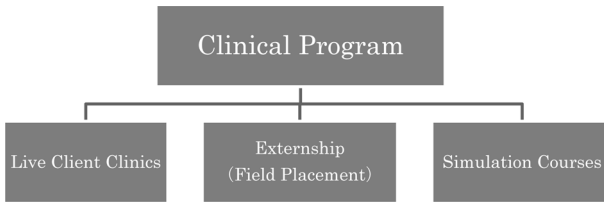
WSRSLのクリニカル・プログラムは、[図表2]のように、3つの部分から構成されている。第1は「依頼者と相対するクリニック (Live Client Clinics, LCC)」、第2はエクスターンシップ (Field Placementとも呼ばれる)、第3は「模擬クリニック (Simulation Courses; Skills-based but no real clients, SC)」である。

アメリカのロー・スクールで、通常、「クリニック」として認識されているのは、第1のものであろう。クリニックの履修を通して期待されるのは、ヒアリング、カウンセリング、文書起案、事実調査、相手方との交渉、事実審実務、控訴審実務、法文書作成に関するスキルの習得である。

JD取得のためには、2単位のクリニック (第1あるいは第3のタイプ) の履修が義務づけられる。提供されている内容は、年によって異なる。2016年は、環境法クリニック (Environmental Law Clinic, ELC)のほか、Child Welfare Clinic, Defense Clinic, Elder Law Clinic, Entrepreneurship & Small Business Clinic, Family

(19) Foster教授にこの点をたずねたところ、教授陣の負担が現在でも相当に多いために余裕がないという。将来的も、環境法に特化した紀要を持つ可能性は少ないと見込まれている。なお、学生懸賞論文の優秀作は、U. HAW. L. REV. やもうひとつの紀要であるASIAN PACIFIC LAW AND POLICY JOURNALに掲載された実績があるほか、ほかのロー・スクールの紀要に投稿して採用された実績があるそうである。

[図表2] WSRSLにおけるクリニックの構造



Law Clinic, Hawai'i Innocence Project, Native Hawaiian Rights Clinic, Prosecution Clinic, Veterans Clinic である。フルタイム教員が担当するものもあれば、非常勤講師のみが担当するものもある。独立したオフィスや事務スタッフがあるクリニックもあれば、そうでないものもある。環境法を含むクリニック全体のランキングは、U. S. News & World Reportの2015年ランキングによれば、全米第5位であった。以下では、ELCについて紹介する。以上のクリニック活動の拠点となるオフィス棟は、2017年秋の竣工を目指して、現在、新築中である。

(b) Live Client Clinics

(ア) 概要

LCCは、実際の事件に関して依頼者の相談に応じるもので、毎学期開講される。ハワイ州最高裁判所規則7条が、こうした実務を認めている。クリニックは、基本的には2単位であるが、LCCでは、調査旅行などの負担があるために、3単位となっている。

このタイプのクリニックでは、現実の事案が素材とされる。もっとも、LCCは、訴訟活動はしない (non-litigation)。メモの作成などを通じて、関係者の活動の後方支援をするのである。訴訟代理までするとすると、相当のコストを要するが、そのための教員を新たに雇用する余裕はない。しかし、SCばかりであると、「実務に触れる」という点では物足りなさがある。そこで、いわば「足して二で割り」、組織の身の丈に合ったクリニックにしている。

扱う事案が訴訟に発展する場合もあるし、訴訟になっている事案の素材とする場合もある。その時でも、LCCとしては、担当弁護士と連絡を取り合って、自分たちがなしうる範囲での活動をするのである。

(イ) 活動状況

ELC として実施された LCC の活動内容は、多岐にわたっている。地元コミュニティをサポートして環境影響評価書へのコメントを作成したり、州の環境行政機関をサポートして行政規則案を起案したり、地元事業者をサポートして許可申請をしたりなどなど、様々な対象に対して法的支援をしている。

ELC のウェブサイトには、過去の事例が 3 つ紹介されている。2010 年春学期は、ハワイ州土地・自然資源省州水資源管理委員会 (the State Commission on Water Resource Management of the State Department of Land and Natural Resources) との協働プロジェクトであった。水利権に関する行政規則の起案作業に従事している。2009 年秋学期は、モロカイ島の NPO をサポートし、同島の灌漑用水・地下水に関するハワイ州内務省 (the State Department of Homelands) の立場を、持続可能な発展がより可能になる方向に修正させている。2008 年秋学期は、マウイ島における新たな水管理制度の導入によって自己使用であっても許可申請が必要となった約 80 所帯に対して、許可制度が導入されるに至った背景事情および制度概要をわかりやすく説明するとともに、個別の許可申請をサポートしている。

重要なのは、教育素材となる「良質」のケースをみつけることである。幸いに、このプログラムは広く知られているようであり、「とりあげてほしい」というオファーが多く、そこから適切な事案を選んでいる。

(ウ) 2017 年春学期

WSRSL に滞在中、筆者は、受講生 10 人の Environmental Law Clinic を聴講した。10 人は 3 つのグループに分けられ、同じケースに関して、それぞれに異なった課題が与えられる。ケースの複雑さなどにより、各学期で終了するものもあれば学期をまたがって取り組むものもある。

今学期の課題は、ハワイ島において、ハワイ州土地自然資源省 (DLNR) と協働して持続可能な形で劣化した海洋保護区を 10 年かかって回復しようとしている NPO に対して、情報提供をすることである。それにあたって、漁業資源の喪失やネイティブ・ハワイアンの権利侵害が発生するという反対も提起されている事業である。そうした権利は存在するか、するとしてどの程度保護されるべきか、といった点が議論の中心となり、それについてのメモの作成が求められる。

最初の数回の授業は、事案の説明、事案に関係する法律 (カウンティ法、州法、連邦法) の整理・分析に費やされる。その後、ハワイ島の依頼者のもとを

訪問し、問題となっている現場を視察したり関係者のヒアリングをしたりする。こうした調査をすませたあと、各グループは、メモ作成のために本格的な作業に取りかかる。

筆者が聴講したのは、全体15回のうちの8~9回目であった。ちょうど、前提となる調査が終了したところである。現実の回復計画に関連する環境問題について、地元コミュニティの活動に対して情報提供するためのメモの作成をする打ち合わせ会議のような雰囲気であった。第8回目は、最初の50分程度で全体の議論を終了し、残りの時間は、グループごとの議論に担当教授がアドバイスを与えるような形で進められた。各グループについては、授業以外にも、個人的あるいはグループとしての準備が相当にされているようである。

第9回目は、各グループが作業の進捗状況の報告をするとともに、今後なされる調査における調査事項・内容・方法の調整に費やされた。所定の事項が体系的に講じられるのではなく、個々の論点に関する教授の解説やアドバイスをクラス全体が聴くという内容であった。

(c) Externship (Field Placement)

エクスターンシップは、日本の法科大学院制度でも広く実施されている教育方法である。夏季休暇中に実施される。異なるのは、連邦・州行政、民間弁護士事務所、NPOのほか、裁判所の裁判官のもとで仕事をするタイプもある点である。ハワイ州は、2015年に、バーモント州に続いて全米第2番目の環境裁判所 (Environmental Court) 制度を発足させた。将来的には、この判事のもとへの派遣も検討するようである。

(d) Simulation Courses

隔年開講される。SCは、扱う事件そのものが仮想事例である。もちろん、全くの真空状態で考えられた事案ではなく、現実の裁判例を踏まえて、そこに、環境法の論点を入れ込んだ内容にされている。このコースの具体的科目名は、実施年によって異なる。ELCに関しては、カリキュラムにある2単位の Environmental Litigation Seminar が、これにあたる。2012年のシラバスをみると、市民訴訟 (citizens suits) に関して、事案分析、法令調査、提訴告知状起草、口頭弁論、交渉などの技術の習得が目指されている。

(e) ELC の基本理念

ELC の受講を通して目指されているのは、以下の5つの状態の実現である。

- ① 対応する事案に関して、法的救済方法が存在するのか、それは、問題への対処にあたって適切かを判断するための分析能力を養成すること
- ② 事案を戦略的に処理する能力を開発し実践すること
- ③ 依頼人と協力できること
- ④ 事実および法的調査能力を向上させること
- ⑤ 説得力のある文章力を高めること

これらは、とりわけ環境法のクリニックに必要というよりも、クリニック一般において重視されるべき内容である。環境法クリニック特有の方針としては、オアフ島であっても都市部以外、そして、オアフ島以外の島のコミュニティに対して、直接の法的サービスを提供することがあげられている。それにあたっては、現地ヒアリングが重視される。「法的弱者」へのサポートが明確に意識されている。学生は、現実を知るとともに、どのように思考・行動すれば正義にかなう結果を実現できるのかを、真剣に考える機会を与えられるのである。

これらの教育プログラムの中心的地位にあるのは、准教授の D. Kapua'ala Sproat である。同准教授自身、WSRSL の修了生であり、環境 NPO として有名な Earthjustice で活躍していた。教育負担は相当大きいようであり、それゆえに、彼女は、自らのファンドレイジングによって、2011 年度から継続して、Post JD Fellow の職を創出している。このポストには、優秀な成績で JD を修了し、将来は研究職を志望する学生を採用している。このあたりは、バーモント・ロー・スクールと似た運営である⁽²⁰⁾。クリニック運営のための基本的費用はロー・スクールが負担するが、LCC における調査旅費について学生に補助をしようとすれば、独自のファンドレイジングが必要になる。州政府への申請が中心になるということであったが、ファンドレイジングは、クリニック担当教員が共通に頭を悩ませる課題である。

(5) WSRSL における環境法教育の特徴

WSRSL の教育の特徴のひとつは、その地理的・文化的位置関係から、太平洋地域および東南アジア地域に注目したプログラムが重視されている点にある。日本法、中国法、韓国法などの専門家を常勤教授として採用し、これら地域との交流にも力を入れている⁽²¹⁾。さらに、ネイティブ・ハワイアの権利

(20) 北村+銀持・前註(1)論文 404 頁註(11)参照

を重視した研究・教育内容が提供されている点にも特徴がある。

とりわけ第2の点は、WSRSLを、全米において唯一無二の存在にしている。JD生に占めるネイティブ・ハワイアン割合は高い。専門とする法律分野にかかわらず、教員のほとんどがハワイの先住民に関する法に関心を持ち、みずからの研究の一部にこれを置いている。ネイティブ・ハワイアンの血を引く州民が相当数になる実情を踏まえてか、ハワイ州憲法15条4節は、ハワイ語を、英語と並ぶ公用語に指定している⁽²²⁾。ネイティブ・ハワイアンの法的権利に関する紛争は、自然環境に関係するものが多く、環境法との連携は必然的である。WSRSLには、研究組織として、Ka Hui Ao Center for Excellence in Native Hawaiian Lawがある。共通のメンバーとなる教員も複数存在するように、ELCは、この組織と深い関係にある。

2017年現在、環境法教員と目されるフルタイムスタッフは、5名である。Forman教授、Sproat准教授のほか、ELPの前代表であるDenise E. Antolini教授、Maxine Burkett准教授、Shalanda H. Baker准教授がいる。環境法科目以外

(21) 日本の大学との交流も広く、WSRSLからは、教員が、名城大学、信州大学、青山学院大学などへ客員教授として派遣され、担当科目の集中講義をしている。また、法学部学生や法科大学院生を対象にした2~3月にかけての2週間のアメリカ法入門ツアーの実施も、10年を数えるまでになっている。なお、アメリカにおいて、前世紀末頃には隆盛を誇った感がある日本法研究であるが、最近では、中国法研究に押され気味で、プレゼンスは低下しつつあるようにみえる。

(22) 1978年の改正によって規定されたハワイ州憲法15条4項は、以下の通りである。“English and Hawaiian shall be the official language of Hawaii, except that Hawaiian shall be required for public acts and transactions only as opposed by law.” 1959年改正で採択された同条5項は、「ハワイ州のモットー」を規定するが、これは、ハワイ語で、“Ua mau ke ea o ka aina i ka pono.”と表記されている。日本語訳すると、「大地に宿る生命は、正義によって永遠のものとなる」である。同州の州章やハワイ大学の校章にも記されている。

ハワイ州においては、先住民族の文化に、きわめて日常的に触れることができる。通りの名前にもハワイ語が多く用いられているし(そもそも、ハワイやワイキキもハワイ語である)、ハワイ語の歌のCDも多く発売されている。筆者は、2017年3月以外に、2007年11月~2008年2月にかけてWSRSLに滞在したことがある。2008年2月に、合衆国連邦最高裁判事であるStephan Breyer氏が、(おそらくはバカンスを兼ねて)同校を訪問し、講演や公開対談をした(the Jurist-in-Residence Program)。その歓迎式典では、ネイティブ・ハワイアンのJD生が、先住民族の伝統的なやり方で、歓迎の意を表したのである。

もっとも、憲法上の措置も、相当にシンボリックな意味しかないようにみえる。「ハワイ語を使いましょう」という行政的呼びかけはされるものの、ハワイ語の読み書きが十分にできるネイティブ・ハワイアンの数は、きわめて少ない。

も担当するが、この規模のロー・スクールにもかかわらず5名というのは、きわめて多い。環境法に特化しているわけではないけれども、WSRSLが環境法を相当に重視している証左である。

WSRSLが環境法を重視するその方向性は、ハワイ大学それ自体が、すでに生物学、天文学、地質学、海洋学をはじめとする環境科学の研究教育に力を入れ、州政府からも相当の補助金を得ていたことによって決まっていたといっただろう。むしろ、法学は、遅れて入ってきた学問分野なのである。他学部や他研究所との共同研究も、積極的に実施されているようであった。JD生は、一定の範囲で、他研究科の授業を正規履修できる。

3. カリフォルニア大学バークレイ校ロー・スクール

(1) 概要

(a) 設立の経緯

カリフォルニア州の州立大学には、カリフォルニア大学 (the University of California) の 10 キャンパスと、カリフォルニア州立大学 (California State University) の 23 キャンパスがある。1868 年 (明治元年) 創立のバークレイ校 (the University of California, Berkeley) (カリフォルニア大学の創立と同義) は、前者のひとつである⁽²³⁾。ハワイ大学のマノア校がそうであるように、バークレイ校は、カリフォルニア大学のなかでは、旗艦校 (flagship university) と称されている。

カリフォルニア大学バークレイ校ロー・スクール (University of California, Berkeley, School of Law) は、同校が持つ 14 の教育研究組織のひとつである。寄付者の名称にちなんで、長らく、Boalt Hall と呼ばれていたが⁽²⁴⁾、最近、社会における認知度を高めるために、Berkeley Law (BL) と呼ぶようになっている。なお、カリフォルニア大学のキャンパスのなかで最初にロー・スクールを

(23) 「創立」というのは、州法上設立が認められたという意味である。同年に第 1 期生が入学しているが、前身である私立学校 College of California の校舎を間借りしていた。これは、バークレイに隣接するオークランド (Oakland) 市にあった。バークレイの地で学生を迎えるのは、2 棟の新校舎が完成する 1873 年以降である。「バークレイ校」と称されるようになるのは、おそらくは、1927 年に、the University of California, Los Angeles という名称が生まれたときであろう。

(24) Elizabeth Josselyn Boalt が、亡夫 John Henry Boalt を記念して多額の寄付をしたことを踏まえ、1908 年に、Boalt Hall と称される建物が完成する。

設立したのは、1878 年のサン・フランシスコ校 (Hastings College of the Law) であった。バークレイ校では、学部レベルの法学教育は、法理学科 (the Department of Jurisprudence) において 19 世紀末から行われていた。これが、1912 年に、大学院レベルの法理学研究科 (the School of Jurisprudence) に改組される⁽²⁵⁾。それが、ロー・スクール (the School of Law) と改称されるのは、1950 年である⁽²⁶⁾。

バークレイ校は、サン・フランシスコ市のダウントウンから電車で約 25 分の距離にあるバークレイ市の丘陵部に位置する。現在のロー・スクールは、キャンパスの一番高い場所にある⁽²⁷⁾。南側を走る Bancroft Way からは、サン・フランシスコ湾の入り口にかかる Golden Gate Bridge を遠くにはっきりと眺めることができる。

(b) 教育・研究体制

BL の教育の中心は、JD コースである (3 年制・85 単位)。2016 年の 1L クラスは、301 名であった。アメリカでは、これでも中規模校である。全 JD 生は、850 名である。原則 1 年コースの LL. M. Program および原則 3 年の博士課程である J. S. D. Program には 290 名が、Ph. D. Program には 55 名が在学している⁽²⁸⁾。教員組織については、Tenured/Tenure-track Professor が 63 名、Clinical Professor が 9 名、Lectures in Residence が 21 名⁽²⁹⁾、Lecturer が 112 名である。

BL に所属する研究組織 (Centers and Institutes) の数は、きわめて多い⁽³⁰⁾。た

(25) BL は、2012 年に「100 周年」を祝ったが、1912 年を創立年としているのである。

(26) バークレイ校の歴史については、see HARVEY HELFAND, THE CAMPUS GUIDE: UNIVERSITY OF CALIFORNIA, BERKELEY (2002), WENDY P. MARKEL, BERKELEY (2009). BL の歴史については、see SANDRA P. EPSTEIN, LAW AT BERKELEY: THE HISTORY OF BOALT HALL (1997).

(27) 当初 Boalt Hall と呼ばれていた建物は、キャンパスの中心部に現存している (現 Durant Hall)。BL の建物が 1951 年に現在の位置に建設される際、その名称だけが「移築」されたのである。

(28) 実学的教育を基調とするロー・スクールのなかに Ph. D. コースが設置されているのは、アメリカではめずらしい。1978 年設立の Jurisprudence and Social Policy Program という研究科である。法を中心としつつ、それに対して理論的・実証的な学際的アプローチをする学問分野である。筆者は、この組織で、1988 年に M. A. を取得した。

(29) Lecturer in Residence は、テニユア申請権のない常勤講師である。何らかのプログラムの主任や研究員を兼務していることが多い。

(30) ウェブサイトには、Berkeley Center for Law, Business and the Economy, Berkeley Center for Law & Technology, Berkeley Institute for Jewish Law and Israeli Law, Economy and Society, California Constitution Center, Center for Law, Energy & the Environment, Center for

んに法曹養成のための技術的教育にとどまらず、法に関する学術的・学際的研究、そして、平等とマイノリティの権利保護を伝統的に重視していたバークレイ校の法学教育の特徴が反映されている⁽³¹⁾。卒業生の進路の特徴として、いわゆる corporate lawyer 以外に、政府機関や NPO に就職する者が多いということである。

(2) カリキュラムにおける環境法の位置づけ

特定法分野の集中的履修を示すプログラム (specialized certificates) としては、Energy and Clean Technology Law, Environmental Law, Business Law, International Law, Law & Technology がある。最初の 2 つが、環境法関係である。以下では、Environmental Law の履修証を JD 課程で取得する場合の内容を紹介する。これは、1991 年に開始された。トップ校のなかでは、最初であった。履修証は 1 年制の LL. M. においても取得できるが、要件は異なっている。JD 課程の取得者は、この数年は、10~20 名程度である。

履修証取得のためには、Environmental Law & Policy および Administrative Law の履修 (必修科目である) さらに、[図表 3] にある環境法・エネルギー法関係科目 (Environmental Law & Energy Law Courses) から 9 単位、Public Law 関係科目から 1 科目、そして、環境法、土地利用法、自然資源法の分野に関する 30 頁以上のペーパーの執筆が要件とされる⁽³²⁾。成績要件はない。履修証制度の運営協力は、次にみる CLEE の活動のひとつに位置づけられている。

環境法プログラムのなかでは第 4 位にランクされる BL であるが、第 1 位のバーモント・ロー・スクールや第 3 位のペース大学ロー・スクールの授業数と比較すれば、基幹科目を除いて 25 科目というのは少ないようにみえる⁽³³⁾。し

the Study of Law and Society, Center on Reproductive Rights and Justice, Honorable G. William & Ariadna Miller Institute for Global Challenges and the Law, Human Rights Center, Institute for Legal Research, Kadish Center for Morality, Law & Public Affairs, Korea Law Center, Robert D. Burch Center for Tax Policy and Public Finance, Thelton E. Henderson Center for Social Justice があげられている。SELAPP は、このなかの Center for Law, Energy & the Environment (CLEE) と、2015 年 5 月に、友好交流協定を締結した。

- (31) 全米ロー・スクール史上、初の女性教授 (1919 年)、初の黒人卒業生 (1922 年)、初の日系教授 (1955 年) など、組織においてもその考え方を実践している。
- (32) 個別科目の単位数は 1~3 である。このため、必修 2 科目に加えて、4 科目程度の履修が必要となる。ペーパーについては、1 人のアドバイザーが指定され、その指導を受ける。成績評価に際しては、もうひとりの環境法科目担当教員の審査もパスする必要がある。

[図表3] BLが提供する環境法関係科目

■ 2016年秋学期

Ocean & Coastal Law	Energy Law & Policy
Energy Project Development & Finance	Environmental Law & Policy
Environmental Law Writing Seminar	Environmental Justice
Climate Change & the Law	Federal Indian Law
Local Government Law	Administrative Law
Environmental Law Clinic Seminar	Environmental Law Clinic
Environmental Field Placement	

■ 2017年春学期

Introduction to Energy Law	Renewable Energy Law & Policy
Environmental Law & Policy	Environmental Transaction Law
Environmental Law Writing Seminar II	International Environmental Law
Water Law	Introduction to Environmental Justice
Land Use Law	Public Lands & Natural Resources Law
Public Law & Policy Workshop: Advanced Constitutional & Administrative Law Topics	An Interdisciplinary Approach to Land Development & Investment
Administrative Law	Legislation & Statutory Interpretation
Environmental Law Colloquium	Environmental Law Clinic Seminar
Environmental Law Clinic	Environmental Field Placement

かし、BLが「総合的ロー・スクール」である点に鑑みれば、他校に比べて相当に充実した内容を備えていると評しうる。多くの科目は、実務家である非常勤講師 (Lecturer) によって担当されている。

WSRSLにおいてもそうであったが、「立法および法解釈 (Legislation &

- (33) 北村+銀持・前註(1)論文400-401頁、410-411頁参照。もっとも、基本的科目は別にして、提供される科目は、年によって異なっている。履修証申込用紙に記載されていないが、[図表3]にあげていない科目(学事的には「休講」扱い)としては、Environmental Law Practice Project Seminar, Biodiversity Law, Workshop on Development of the Environment, Environmental Law Practice Project Field Component, Animal Lawがある。Advanced Environmental Law Clinic, Advanced Environmental Law Clinic Seminarは、後述のように、クリニックを受講した学生が再度クリニックを受講したい場合に付される科目名称である。そのほか、後述の学生組織であるELQの活動への参加、ベース大学ロー・スクールで開催される模擬法廷大会 (Environmental Law Moot Court Competition) への参加も、それぞれ単位認定の対象となる。環境法模擬法廷については、参加者の2人が口頭弁論部門最優秀賞(2016年)を獲得した。

Statutory Interpretation)」という科目が選択科目のひとつとされている。とりわけ 1L においては、契約法や不法行為法といった古典的なコモン・ローを学ぶ。しかし、それ一辺倒では不十分である。公共政策法である環境法の学習においては、技術性の高い個別法令についての法解釈が重要と考えられている。

(3) 法、エネルギー、環境センター

(a) 概要

先にみたように、「法、エネルギー、環境センター (Center for Law, Energy & the Environment, CLEE)」は、BL にある 23 の研究組織のひとつである⁽³⁴⁾。2005 年に設立された。

多様な学問的活動をする BL の研究者の専門性や創造性を、環境・エネルギー問題解決のための現実的な政策提言につなげる。CLEE の目的は、この点に要約される。そのために、政府、企業、NPO と協働し、革新的で学際的な対応が求められる緊急課題に取り組もうとするのである。環境・エネルギーに関するガバナンスシステムをより佳くするために「経験的知見 (empirical findings)」が重視されているのは、BL の伝統であろう。CLEE の活動分野を示せば、次頁の〔図表 4〕のようになる。3 本柱であるが、重要性と規模の観点からは、資金調達の源泉となっている「調査・研究」の存在が最も大きい⁽³⁵⁾。教育的観点からは、前記環境法履修証制度の運営サポートやセミナーの開催などを通じた学習支援、1L 生の取り込みも重要である。存立目的にもあるように、社会的実践としては、政策提言のための発信が盛んである。BL における環境法・エネルギー法の「インハウス・シンクタンク」となっている。

CLEE の最近の研究対象としては、気候・エネルギー、水、土地利用、海洋の 4 分野が重視されている。気候・エネルギーに関しては、再生可能エネルギーへの移行を促進するという明確な方向が支持され、そのために、温室効果ガスの削減、エネルギー効率の高い自動車の義務的導入、低炭素化施策の推進などの改革が目指される。渇水対策は、カリフォルニア州の歴史的課題である。水質改善、水利用の調整、洪水被害対応などについての学際的アプローチが実践されている。持続可能な土地利用の課題は、交通手段および土地利用政策の

(34) CLEE の概要は、ウェブサイト (www.law.berkeley.edu/research/clee) に詳細である。また、その活動実績は、同サイトにおいて閲覧可能な年次報告書 (Annual Report) として公開されている。

(35) WSRSL に関する〔図表 2〕は、ウェブサイトに構成が記されていたが、CLEE に関しては、そうしたものがなかった。〔図表 4〕は、ヒアリングを通じた整理である。

[図表4] CLEEの活動内容



改革を通じて、いかに環境負荷の少ない社会を実現するかにある。広義には、エネルギー政策や廃棄物政策も射程に含まれる。海洋に関する法的研究は、健全な海洋管理および強靱な海岸の実現が目標とされる。

2017年現在、CLEEの組織は、以下のようになっている。事務局長(Executive Director)は、H. Jordan Diamond氏(教員ではないが、BL修了生で、海洋法・沿岸法政策の専門家)。それに加えて、共同代表である教授会メンバー(Co-Faculty Director)としては、この数年のうちに複数回来日し、講演記録も翻訳出版されているDaniel A. Farber教授⁽³⁶⁾、および、環境科学的観点からの環境法政策の研究者であるHolly Doremus教授が就任している。BLの「環境法教授」としては、土地法・自然保護法を専門とするEric Biber教授、そして、後述のクリニック担当のClaudia Polsky助教授を加えて4名である。

CLEEには、それ以外にも、常勤の研究員・事務員と大学院生・学部学生の研究員・事務員がいる。2016年の年次報告書では、総勢21名が紹介されている。常勤研究員は、多くがJD取得者であり、それぞれ個別分野の研究者として、准教授・助教授級の能力を有する人材である。組織の総合力は相当にある

(36) 講演記録として、ダニエル・A・ファーバー(阿部満(監訳)、辻雄一郎(訳))「アメリカにおける原油流出：責任、規制、大規模な事故」法学研究[明治学院大学]99号(2016年)169頁以下、同(阿部満+辻雄一郎(共訳))「気候変動への適応：その法的諸相」法学研究[明治学院大学]97号(2014年)119頁以下、同(阿部満+辻雄一郎(共訳))「気候変動とアメリカ連邦憲法」法学研究[明治学院大学]97号(2014年)139頁以下参照。翻訳された最近の論文として、ダニエル・A・ファーバー(橘高真佐美(訳))「米国の下での科学に基づく政策における市民参加」行政法研究12号(2016年)27頁以下参照。日本においては、ケースブックやアメリカ環境法の入門書の著者としても有名である。邦訳として、ロジャー・W・フィンドレー+ダニエル・A・ファーバー(稲田仁士(訳))『アメリカ環境法』(木鐸社、1992年)がある。翻訳書の原本は、さらに改訂され、現在では、単著として出版されている。See DANIEL A. FARBER, ENVIRONMENTAL LAW IN A NUTSHELL (9th ed. 2014).

と推測される。「われらがチーム (Our Team)」というタイトルのもとでスタッフが紹介されているのも象徴的である。

(b) 活動状況

CLEE の活動の旺盛さは、その出版物の数にもみてとれる。その状況は、年次報告書で紹介されている。上述の主要 4 分野についての多くの実績が確認できる。BL の研究組織ではあるものの、BL からの支出は、全体予算額 (約 1 億円である) の 4% にすぎない。寄付が 7% であり、89% は委託研究費や外部研究資金に依存している。安定的な外部資金の確保は、組織の維持にとっては最重要の課題である。この状態での運営を可能にするためには、相当の事務局能力が必要とされるだろう。ファンドレイジングに費やすエネルギーは大きい⁽³⁷⁾。

学部学生や大学院生を研究員として採用しているのも特徴的である。その名前や関心は、写真付きでパンフレットで紹介されている。CLEE での活動については、それぞれの課程において単位認定される。プロジェクトへの参加を通じて、環境法政策に関心のある学生の能力をより引き出し養成したいという趣旨から、学生対応も積極的にされている。

CLEE のパンフレットのなかには、学生組織が紹介されている。筆者が BL に在学していた頃 (1986-88 年) には、同名の紀要を出版する 1971 年創設の Ecology Law Quarterly (ELQ)⁽³⁸⁾ と the Environmental Law Society という 2 つの組織しかなかったが、現在では、それ以外にも、BERC@boalt, the Boalt Hall Animal Law Society, Boalt Sustainability Team, Karuk-Berkeley Collaborative, Students for Economic and Environmental Justice がある。その活発な活動は、それぞれ独自のウェブサイトを確認できる。CLEE とは、「緩やかな連携関係」

(37) 外部からの資金は、連邦、カリフォルニア州、民間機関から導入されている。複数年の契約によるものが基本である。約 1 億円の運営資金 (大半が人件費) を獲得するために、常時、連邦、州、民間を含め複数件の資金調達先を抱えている。CLEE 専任の事務職員がいるほか、BL の助成金担当とも連携しながら事務を処理している。

(38) ELQ のウェブサイト (www.ecologylawquarterly.org) に、その活動状況は詳細である。ELQ は、CLEE のパンフレットにおいて、「1971 年以来、BL における環境法研究のハブ (hub) として機能してきた」と紹介されている。CLEE も自身を「ハブ」と認識している。それぞれの役割分担のもとで両者がエンジンとなって、BL の環境法の研究・教育を牽引しているのである。後述する紀要の編集・出版やさまざまな企画の立案・運営、さらに、法律事務所や個人の寄付を原資にして、フェロシップや懸賞論文を企画している。

にある。教員がさまざまなアドバイスをする場合もあれば、CLEEが活動費助成をすることもある。

(4) 環境法クリニック

(a) 概要

環境法クリニック (Environmental Law Clinic, ELC) は、環境法を対象とする点で CLEE と共通するがゆえに連携関係にあるが、組織的には、独立した存在である。ELC は、BL のクリニックプログラム (Clinical Program) のもとにある。そのほかの BL 内のクリニックとしては、Death Penalty Clinic, International Human Rights Law Clinic, Policy Advocacy Clinic, Samuelson Law, Technology & Public Policy Clinic がある⁽³⁹⁾。

ELC のスタッフの中心的人物は、主任・クリニック担当助教授 (Director and Assistant Clinical Professor of Law) である前出の Polsky 氏である。BL の修了生 (後述の ELQ の元編集長) である同助教授は、カリフォルニア州司法省、同州有害物質規制省、環境 NPO である Earthjustice など弁護士として勤務した経歴を有する。そのほか、教育助手 (Clinical Teaching Fellow) として、2 名が採用されている⁽⁴⁰⁾。現在の ELC は、2015 年秋学期から開始された若いプログラムである⁽⁴¹⁾。クリニックは 2L 以上の学生を対象とする。早くも 4 月には、8

(39) これらのクリニックは、ロー・スクールの一角に、広いオフィス・スペースを共同で保有している。入り口には、BERKELEY LAW CLINICAL PROGRAM とある。そこには、クリニック全体を担当する事務職員 3 名が常駐し、クリニック学生の共有学習スペースやゼミ室がいくつか設けられている。個別のクリニックごとに仕切らないのは、異なる分野に取り組んでいるけれどもクリニックをともにしている学生同士の交流を促進したいからという思いからである。オフィスには、70 名ほどのクリニック学生全員の写真が貼られていた。まるで合宿所のような雰囲気である。以前は分散していたそれぞれのクリニックが、2015 年 8 月から、同じスペースに集まっている。なお、担当教員のオフィスは、一般のファカルティのオフィスと同じエリアにある。また、キャンパスの外に、the East Bay Community Center があり、そこでは、Immigration Law Clinic など 8 つの個別分野のクリニックがある。BL の教員ではなく当該センターの担当者により運営されるこの組織で実習するのである。

(40) 教育助手といっても、相当の経歴を持っている。2016 年に着任したひとりとは、ハーバード・ロー・スクール出身で、サンタ・クララ大学ロー・スクールにおいて国際人権クリニックの助手を 4 年間経験している。環境 NPO のメンバーとして、低所得層の環境弱者に対するサポート経験も有している。ELC のほか、CLEE においても研究助手として勤務する。もうひとりとは、イエール・ロー・スクール修了後、5 年間の弁護士経験を有している。両名とも、water environmental justice に強い関心を持っている。

月に2Lに進学する1L生に対する募集がされていた。どのクリニックになるかは、サマーエクスターンが始まる前に決定される。ELCのアピール文には、「このクリニックでは、誰を訴えるのかをまず考えるのではなく、環境問題の解決に資するために弁護士としてとりうる最善の方法（政策提案、運用提案、立法提案、訴訟、交渉）は何かを問う。」とあった。

具体的科目としては、Environmental Law Clinic, Environmental Law Clinic Seminarの2つが開講されている。いずれも各学期完結の科目である。次学期での継続を希望する学生は、それぞれのAdvancedコースを履修する。

JD修了のためには、最低6単位分の実務科目を1科目以上履修しなければならない。この科目には、WSRLSと同じく、Law Clinic, Simulation Course, Field Placementの3種類がある。クリニックは必修とはなっていないが、40%ほどの学生が、学内外いずれかのクリニックを履修している。

Law ClinicのひとつであるELCの目標は、以下の3点である。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">① 創造性が高く実力のある環境法曹（environmental lawyers）を養成する② より佳き環境を創造する③ 発言力の低いコミュニティの法的ニーズを代弁する |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

ELCのもとで扱われるテーマは、多岐にわたっている。例示されているなかで特徴的テーマを拾うと、有害性のより低い製品の開発、都市部の子供が自然と触れ合う機会の増進、飲用に適する水に対する権利の実現といったものがある。

ELC受講生は、フィールドワーク（Environmental Law Clinic）4単位とセミナー（Environmental Law Clinic Seminar）2単位（週に2時間の授業）の履修が必要である。合計6単位であり、学期に必要な単位数の半分ほどになる。相当の「入れ込み」が求められている。教室と現場の組み合わせである。教室での授業では、テーマに関する歴史的経緯・関係法令・資料の学習、映像の視聴、全体討論を通じて、環境法曹に求められる多様な実践的技術の習得が目指される。

フィールドワークの受講生はいくつかのチームに分けられ、メンバーは共同

(41) 1990年代にも、外部資金をもとにして、環境法クリニック（the Environmental Law Community Clinic）が開講されていた。しかし、BLからの組織的サポートが十分に得られなかったことなどから、短期間で廃止されている。

して作業を進める。弁護士活動には、チームプレイが要求される。そこで、授業としてそれを経験する重要性が認識されている。個別のチームは、ELCの担当教員と定期的に議論の機会を持ち、作業の進行状況を報告・検討するとともに、次のステップについての指導を受ける。全体を通じて、より佳き環境状態を実現するための法的支援とはどのようなものか、依頼者やプロジェクトパートナーとの適切な関係をいかに構築するか、実現したい状態の実現戦略をどのように描くか、といったことが学べるように工夫されている。

複数あるクリニックであるが、運営予算の大半を外部資金によっている。このため、それぞれのクリニックの主任教員は、学生指導のほか、ファンドレイジングに忙しい。環境法クリニックが2015年春学期に設立されたのは、安定した外部資金を確保できたからである。正規の教育プログラムであるのに、外部資金に多くを依存するというのは違和感があるが、発想としては逆であり、外部資金があったから正規の教育プログラムにできたという事情のようである⁽⁴²⁾。外部資金依存度は、WSRLSのELCよりも高いような印象を受けた。

(b) 活動状況

(ア) 2016年春学期

2016年春学期開講のELCでは、3つのテーマが取り扱われた。第1は、ある殺虫剤の使用を承認するにあたって、連邦環境保護庁(EPA)は当該殺虫剤に汚染された下流域の水の浄化の際に経済的事情を考慮した判断をすべきかどうかである。第2は、携帯電話から発信される電磁波(electromagnetic fields)の影響についての健康リスクと緩和方法に関するガイドラインの全部公開を州政府に求める方策である。そして、第3は、自動車の不急の使用を抑制するための自動車保険内容を検討するものである。

これらのテーマを含めて、ELCで扱おうとしているのは、これまで十分に検討されていない、しかしその部分を埋めることがより佳き環境の実現のためには不可欠と考えられる課題である。まさに前例がない。こうした課題に取り組む受講生の苦労は、相当のものである。関係文献が十分にない状況において、ときには古文書のような行政文書や関係判決の渉猟・解析を通じて、教員

(42) 助手の給与の多くの部分はBLからは支出されないため、主任教員のファンドレイジングにかかっている。ゲストの招聘費用や学生の調査費用などについてもそうである。アメリカにおいては、これが通例である。基幹的ではないとはいえ、少なくとも正規の科目の教育に関わるスタッフの給与がロー・スクールから出ないというのは、何とも不思議である。

のアドバイスを受けながら、チームとしての結論をまとめるのである。

上述の第2の事案は、実は、市民訴訟に発展した。部分公開しかなかった州政府を被告に、弁護士でもある Polsky 助教授が全部公開を求めて提訴したのである。バークレイ校の研究組織のひとつ（Center for Family and Community Health）からの依頼によるものであった。カリフォルニア州 Superior Court は、2017年2月に、要約版ではなくガイドラインの全部公開を命ずる判決を下した。この事案を担当した学生は、後方支援として、冒頭陳述書を起案したり被告である州の反論を目の当たりにしたりするという貴重な経験をしている。WSRSLの環境法クリニックは、訴訟はしない方針であったが、BLには、そうした制約はない。

（イ）2017年春学期

筆者は、滞在中、教室講義である環境法クリニックセミナーを聴講した。受講者は、JD生が4名、学部学生が3名であった。学部学生は、単位にはならないものの、「将来、ロー・スクールに進学して環境法弁護士になる」など、意欲をもって参加していた。

当日のテーマは、連邦情報公開法（Freedom of Information Act, FOIA）を用いての情報収集の方法である。ゲストスピーカーとして、FOIA訴訟を多く手掛ける弁護士を招き、同弁護士が提起した訴訟の判決を素材にして、FOIAの仕組みや公開請求をする意味などの入門的な内容が解説された。質疑応答などを含め、ちょうどゼミのような運営であった。

教室講義においては、情報公開請求のように、環境法実務において確実に求められる能力を養成するための指導がされる。アメリカのロー・スクールにおいては、とくに最近、クリニックが重視されている。これは、ひとつには、弁護士として採用されたあとに事務所側が十分なOJTを施さなくなっており、それをロー・スクールに求めているという背景がある。

（5）環境法紀要

現在、BLにおいて発行されている紀要は、13誌ある。いずれも、学生の運営にかかるものである。最も基幹的なのは、1912年の創刊にかかる CALIFORNIA LAW REVIEW である。分野別の紀要として、アメリカでは初めての環境法紀要でもある1971年創刊の ECOLOGY LAW QUARTERY (ELQ) は、そのなかでも古参である。初代編集長が当時の Dean に交渉したところ、環境法分野で紀要などができるのかといふかられ、35ドルの文具代の補助を得ただけであった。これ

に発奮した同編集長の努力により、当時のカリフォルニア州からの連邦上院議員の巻頭言も得て、組織の設立と同年に紀要の創刊号発刊にまでこぎつけている。

長年の活動に対して、the United Nations Environmental Program (UNEP) は、1990年に、Global 500 Roll of Honour for Environmental Achievement という国際的環境活動分野での最も荣誉ある賞を授賞している。学術雑誌に対する唯一の授賞である。

ELQ は、2008年に、オンライン配信の ECOLOGY LAW CURRENTS の運営を開始した。BLにとどまらず、全米のLSのJD生による環境法に関する研究論文が掲載されている。リサーチペーパーのようなものであるが、日本の研究者にとっては、アメリカ環境法の論点に関する動向を知るのに便利である。

(6) BLにおける環境法教育の特徴

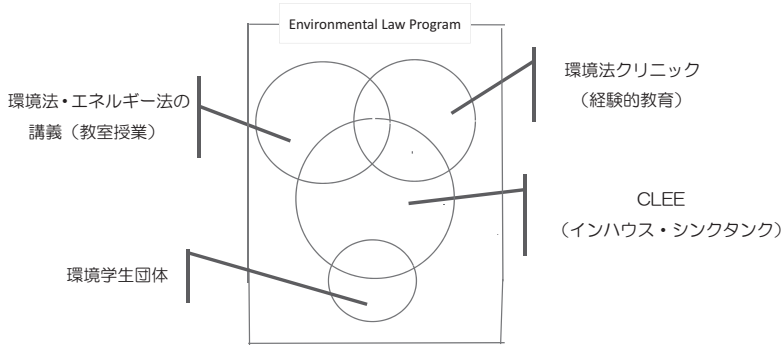
BLのファカルティは、まさにそれぞれの分野のトップクラスの研究者により構成されている。入学成績がきわめて優秀な学生に対し、1Lにおいて、厳しいトレーニングが施される。そこで十分な基礎的学力を身につけた学生を対象に、第4位にランクされる環境法プログラムが提供されていることそれ自体が、特徴のひとつといえるだろう。現在ほどの環境法教員数がなかった時代においても、全体の10～20%くらいの学生は環境法に関心を持っていたという。

さらに、環境法教育の伝統もあげられる。BLにおいては、1980年代から、複数の常勤教員が環境法関係科目の講義をしていた。これは、トップ10クラスのロー・スクールではめずらしいことのようにである。環境法では、「コアではなく周辺の科目にすぎず重要ではない」「格好のいい贅沢品」という受け止め方が一般的らしいが、BLでは、昔からテニユアを得た教授が関係科目の授業を担当している。BLの環境法教師は4名であるが、現在でも、主要なロー・スクールでは、常勤担当者1名程度が通例のようである⁽⁴³⁾。パークレイ校のキャンパスには、環境を重要と考える「文化」のようなものがあるという。ヨセミテの国立公園第1号指定(1864年)、サン・フランシスコにおけるシエラ・クラブの設立(1892年)を生み出した土地柄もあるだろうか⁽⁴⁴⁾。カ

(43) 1997年出版のEPSTEIN, *supra* note 26, at 295によれば、「9人の常勤教授により、1つのセミナーと19の科目が提供されていた」。この当時と比較すれば、規模は縮小している。

(44) BLの図書館の展示ウィンドウには、BLの前身である法理学科において、1911～1937年の期間に water law, mining law を講じた William E. Colby 教授(シエラ・クラブの運営

〔図表 5〕 BL の環境法教育・研究の全体像



リフォルニア州は、環境法政策において、全米をリードする存在である。サン・フランシスコ湾エリアには、環境行政に関する連邦・州機関や環境 NPO (法律) 事務所が多くあり、そうしたところにサマー・ジョブやエクスターンシップ先が多く用意されているという点も、BL を志望する学生にとっては魅力的なようである。

そのほか、BL において ELQ などの環境学生団体に活躍した修了生のなかには、ロー・スクールの環境法常勤教授となったり、非常勤で環境法を講じている同窓生が少なからずいる点も、特徴としてあげられる。具体的な数は把握されていないが、環境法教師の養成に大きく貢献していることは間違いない⁽⁴⁵⁾。

エネルギー法を含めた BL の環境法教育・研究の全体像を示すと、〔図表 5〕のようになる。Environmental Law Program とは、3つのプログラムおよび環境

を 1900 年代前半の半世紀にわたり支えた) が紹介されている。紹介文には、「熱心な保護主義者にとくにこの 2 科目を教えさせたのは、ロー・スクールの気風の現れ」とある。

(45) なお、アメリカには、「環境法学会」のような組織は存在しない。環境法研究者の数は不明であるが、THE ASSOCIATION OF AMERICAN LAW SCHOOLS, DIRECTORY OF LAW TEACHERS 2016-2017 によれば、全米約 200 あるロー・スクールにおいて環境法関係科目の授業を担当するフルタイム教員の数は、466 名である。しかし、明らかに環境法教授とはいえないような研究者も含まれているから、それなりに割り引かなければならない。一方、ロー・スクール以外にも、非常勤講師として環境法科目を講ずる弁護士はかなりの多い。環境法の研究・教育に従事している教員、弁護士、実務家という基準で把握した場合の人数は、相当の数になると推測される。

学生団体に調整の枠組みを提供し、かつ、それぞれでは対応できないニーズをカバーするための「遊軍」的なものとして認識され、BLのウェブサイトにも掲載されている⁽⁴⁶⁾。

4. いくつかの特徴

アメリカのロー・スクールにおける環境法プログラムには、いくつかの共通する特徴がある。バーモント・ロー・スクールとペース大学ロー・スクールの調査を踏まえて、前稿では、①環境法関係科目の充実、②気候変動に関する科目の充実、③学際的観点からの積極的なアプローチ、④社会が現在直面する環境問題や現在進行中の紛争を教材とした実践的な環境法教育、⑤充実した教育スタッフの5つを指摘した⁽⁴⁷⁾。これらの特徴は、WSRSLおよびBLについてもあてはまる⁽⁴⁸⁾。以下では、さらに踏み込んで観察してみよう。

第1は、種々の社会的状況のもとで結果的に良好な生活環境を享受できていない「環境弱者」の存在を認識し、ロー・スクールにおける教育活動を通じて、実践的な法的サポートを届けるという方針である。日本の法科大学院でのリーガル・クリニックでも意識されている点であるが、アメリカでは、環境に関する「環境正義 (environmental justice)」を踏まえた活動がされている。WSRSLにおいては、ネイティブ・ハワイアンとの関係でテーマが選択されていたし、BLにおいては、カリフォルニア州においては一部住民が清浄な飲料水が得られない状態での生活を強いられていることが「水の環境正義 (water environmental justice)」の観点から問題とされ、テーマ選択につながっていた。

こうした方向性には、環境法クリニック担当教員の考えが大きく影響を与える。本稿で取りあげた2校の担当者は、奇しくも、ともにEarthjusticeという

(46) 「遊軍」とはいうものの、Environmental Law Programは、独自のファンドレイジングによって、年額200万円程度の予算を確保している。環境法教育には必要であるが、ロー・スクール当局からの支出がされない費目をカバーしている。そのなかには、環境法履修証授与者祝賀パーティー、環境学生団体への補助、環境法研究会講師招聘費用など、校費負担されてよさそうなものも含まれている。

(47) 北村+剣持・前註(1)論文418-420頁参照。

(48) 今回のBL滞在で強く感じたのは、気候変動に対する環境法研究の進展状況である。図書館の7段棚の7列分が、このテーマに関する国際・国内環境法の研究書で埋められている光景には、圧倒された。

環境 NPO において弁護士として勤務していた経験を持って現職にある。環境問題の社会構造を踏まえたうえで、立場の違いを超えて、いかにすれば社会正義になかった環境状態が実現できるのかを考えてクリニック運営がされている。

第2は、政策に対する強い関心である。環境法に特有なものではないが、とりわけ環境法は、科学的知見の最新化や人々の価値観の変化に反応して、その内容が大きく変容する。技術性の程度も高い。そこで、政策実現のための法システムとして環境法をとらえるのである。ある法政策が形成されるのはなぜか、どのようにそれはされるか。制定された法律はどのように執行されるか。法令集に収録されている「文字としての法 (law on the books)」ではなく「現場における法 (law in action)」として環境法を教授するのである。

第3は、海洋法・沿岸域法への関心が高い点である。内陸州にあるバーモント・ロー・スクールには、この領域に関する科目はなかったが、海に接するニュー・ヨーク州、ハワイ州、カリフォルニア州に所在する3校は、いずれも、科目を開講している。法律タテ割りではなく、事象を中心とする法領域の把握は、アメリカ法の特徴あるアプローチである。個別実定法を深く学習するのではなく、海洋や沿岸域という「空間に関係する個別実定法群」を学習するのである。

第4は、学生の積極的な参加である。「参加」といっても、教員がおぜん立てする企画にお客様として関与するのではない。学生団体の運営、紀要の発刊、シンポジウムの企画など、教員のアドバイスを受けつつ、授業で学習した内容をさまざまな形で社会に問うている。WSRSL の司法試験合格率は約80%、BL のそれは約90%である。司法試験を念頭に置いた授業がされることは通常はないし、いわゆる詰込み式の受験勉強は、一般的には、5月の卒業式後の2か月ですます。もちろん、基幹科目の習得は必須であるが、それを踏まえて、在学中は、まさに自分の好きな勉強と実践ができるのである。以前から変わることのないアメリカのロー・スクールの状況であるが、日本の現状を鑑みれば、何ともうらやましいというほかない。

前稿の末尾に記したコメントについても、WSRSL および BL における調査を通じて、改めて認識した⁽⁴⁹⁾。合計4つのケース・スタディを通して、アメ

(49) 前稿では、以下のように記していた。「日本の環境法政策学会においては、当然のことながら関心の中心は研究にあり、教育プログラムのあり方やクラスの運営方法につい

リカのロー・スクールにおける環境法教育の積極的な取組みの実情が確認できたように思う。環境法クリニックについてのウェブサイトやパンフレットには、「実には有益」という経験者の感想が掲載されている。実施側が作成しているため、もちろん割り引いて受け止めるべきであるが、クリニックを担当する教員や事務員の話の聴くと、「3年間のLS生活で一番充実感や達成感があった授業」と感じている学生が現に多いという。割引率は小さいようである。

ひるがえって日本をみれば、社会正義の実現を使命とするプロフェッショナルである法曹を養成する法科大学院において、社会との関係や実務との関係を正面から受け止めた、弁護士と研究者教員との環境法教育におけるコラボレーションは、まだ十分にはされていない。法学部における教育を含め、若い世代の有為な人材に対して、環境法という分野の魅力を伝えることは、科目を担当するすべての研究者教員の義務である。

環境法クリニックを含め、日本の環境法教育は、多くの可能性に開かれている。

[追記]

WSRSL および BL の調査は、筆者のサバティカル期間中（2016年9月～2017年9月）の短期在外研究（2017年3月～4月）により可能となった。実現にご協力いただいた関係者に対して謝意を表したい。

(本学法学部教授)

てといった周縁的テーマについての議論はされない。しかし、研究中心でありつつも、次代を担う法科大学院生や学部学生に対して、有効な環境法教育を施すことは、学会としての大きな社会的使命というべきであろう。個々の法科大学院において、本稿で紹介したような対応をするのは現実的ではないが、日本社会において、そうした教育が不要というわけではない。

学生教育に関しては、法科大学院で環境法授業を担当する弁護士の方が、後進の育成という実際の必要性から、はるかに高くかつ強い関心を持っているように感じる。そうした実務家とも連携しつつ、環境法教育に対して大きなリソースを提供している研究者は、自らの教育の効果について、そして、学会の役割について、真剣に考える必要がある。環境法教育の使命は、「より佳き環境法の創出にコミットできる人材の育成」である。」